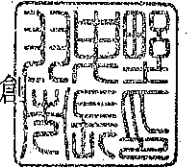


羽市協第936号
令和4年1月12日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
連合大阪河内地域協議会
議長 鳥井 一雄 様
連合大阪南河内地区協議会
議長 畠山 利次 様

羽曳野市長 山入端



2022（令和4）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は当市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
2021年10月5日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

[連絡先]

羽曳野市
市民人権部市民協働ふれあい課
担当：酒井
072-958-1111 内線 1082

2022 (令和 4) 年度 政策・制度予算要請 [(★) 重点項目]

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について【産業振興課】

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

【産業振興課】

大阪府や関係機関と連携しながら、取り組み内容や必要な支援について検討してまいります。

<継続>

②地域就労支援事業の強化について【産業振興課】

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

【産業振興課】

当市におきましては、地域就労支援センターを市内2か所に開設し、障がい者、ひとり親家庭の親等、働く意欲がありながら様々な要因のため就労できない就職困難者に対し相談業務を行っております。月に1度、障害者就業・生活支援センターの職員による障害者雇用相談を行っており、若年層に対しては若者サポートステーションと連携し相談体制の強化や講座を開催する等の支援も行っております。

平成27年度からは、市内求職者を対象に資格取得対策講座等の就労支援も行い、早期就職を目指しております。

大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において当市の地域就労支援事業の状況報告や南河内地域の自治体と情報交換を行い、今後とも好事例について情報共有に努め、先進市の取り組みを研究し、必要に応じて事業の内容等についても検討してまいります。

「地域労働ネットワーク」会議を通じ、地域における労働課題の情報共有や事例研究を積極的に行ってまいります。

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について【産業振興課】【障害福祉課】

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5

人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。また、製造業など業務内容により、障がい者を雇用し難い中小企業も多くある。奨励金として支援を実施している市町村もあるが、安心・安全な職場環境・受入準備のためのさらなる支援を実施すること。

【障害福祉課】

障害者雇用について、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携して進めており、また、月1回の障害者雇用相談も実施しているところです。また、毎年障害者雇用フォーラムを実施し、企業等に対し、障害者雇用に関する理解と認識が広まるよう努めています。

【産業振興課】

毎年、近隣市及び障害者就業・生活支援センターとともに主に事業所を対象にした「障害者雇用フォーラム」を開催しています。開催内容は精神障害者についての理解を深めるものとし、使える制度や支援、実際に障害者雇用をしている事業所の現場の声の紹介等を行っております。今後も大阪府や関係機関と連携しながら、障害者雇用の促進に努めてまいります。

<継続>

(2) 男女共同参画社会の推進に向けて【人権推進課】

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市町村庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

【人権推進課】

当市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含んだ第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを平成29年3月に策定、同年4月より施行しており、毎年プランの推進状況を点検、確認しているところです。

また、毎年開催している「男女共生セミナー」においては、性別に関わらず誰もが個人の能力と個性を發揮できるような講座を開催しています。

(3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について【産業振興課】

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

【産業振興課】

大阪府及び近隣市と合同で労働関係セミナーを開催して周知に努め、関係機関と連携しながら必要な支援体制を検討してまいります。

<新規>

②事業場のメンタルヘルス対策について【人事課】

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って「心の健康づくり計画」の策定が義務付けられていることから、企業に対してのメンタルヘルス対策を推進、啓発していくこと。また、各市町村においてもメンタルヘルス対策を推進していくこと。

【人事課】

当市では、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働安全衛生法第66条の10に基づくストレスチェックを実施している他、メンタルヘルスにおける知識及び役割を学び、メンタル不調の早期発見及び早期解決を目指すために、セルフケアやラインケアの研修も実施しています。今後もメンタルヘルス対策を推進してまいります。

<継続>

③外国人労働者が安心して働くための環境整備について【産業振興課】【市民協働ふれあい課】

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

【産業振興課】

府内関係部局と十分に協議を行い、必要な支援を検討してまいります。

また、通訳を配置している「外国人雇用サービスセンター」や「外国人労働者相談コーナー」の周知、連携に努めてまいります。

【市民協働ふれあい課】

働くうえで必要な日本語の習得については、羽曳野国際交流ボランティアサークルみやびの協力を得て、現在も多数の外国人の方が習得に向けた勉強をされているところです。また、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、大阪府や大阪府国際交流財団で公開されている多言語の最新情報を活用し、案内に努めています。

<継続>

(4)治療と職業生活の両立に向けて【産業振興課】

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と

連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

【産業振興課】

府内関係部局と連携しながら、取り組み内容、必要な支援について検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について【産業振興課】

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【産業振興課】

インストラクターの養成に関する支援体制については関係団体や庁内関係部署と協力して効果的な支援策を探ってまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について【産業振興課】

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

【産業振興課】

学生の就労に対する興味・関心や、働く若者の就労意欲を高めることができる環境づくりを検討、研究してまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について【産業振興課】

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

【産業振興課】

小規模企業サポート資金(市町村連携型)など、市内中小企業に対して融資制度の周知を図っています。その他融資については、大阪府制度融資等効果的な制度の案内を進めてまいります。

また府及び市内金融機関へ、コロナ禍における中小企業に対する資金面の支援も強化していただけるよう協力を求めてまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて【産業振興課】

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

【産業振興課】

頻発する自然災害や感染症拡大の現状を鑑み、市内中小企業の事業継続計画（BCP）策定率が向上するよう、引き続き商工会と連携・協力して、より一層の制度周知を図るとともに、支援策を検討してまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて（★）【契約検査課】

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

【契約検査課】

当市では、工事契約約款等により法令一般の遵守を明記しております。また、提出された施工体制台帳から下請発注の適正化に向けた指導に努めます。今後も官公需法、下請法等の関係法令の趣旨を踏まえつつ引き続き請負業者への周知、指導を図り、関係機関との連携強化に努めます。コロナ禍の業者からの相談については、国及び大阪府等の通知に基づき柔軟に対応するとともに、対面以外での体制を検討してまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について【契約検査課】

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【契約検査課】

総合評価入札制度の導入については、公正性、客観性を損なうことのないよう制度の構築に向け、他市の動向や市内関係各課との協議等、情報収集に努めてまいります。また、公契約条例については国の法制化の動向や各市の状況を注視し、引き続き取り組みを検討してまいります。

<継続>

(4)「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて【条例未制定市町村】

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

<継続>

(5)地域活性化に向けたふるさと納税の活用について【産業振興課】【財政課】

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、各市町村の地域活性化に資する運用となるよう適切な制度活用を促進すること。

【産業振興課】【財政課】

当市のふるさと納税については、返礼品のさらなる充実、ポータルサイト等の特集記事の掲載やSNS等を活用するなど、積極的に情報発信を行い、周知しています。

使途については、①まちづくりに関する事業、②地域における保健福祉の推進に関する事業、③教育の振興に関する事業、④子どもたちの心身の健やかな成長に寄与する事業、⑤市長におまかせ（新型コロナウイルス感染症対策、犬猫殺処分ゼロをめざす取り組み含む）の5つの使い道から寄附者のご希望に応じて選んでいただき、選択された事業に活用させていただいております。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について（★）【高年介護課】【地域包括支援課】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【高年介護課】

地域包括ケアシステムの推進に向け、ニーズ調査や国の分析システム（見える化システム）で必要なサービス量などを分析のうえ、必要な介護サービスを提供できるよう「第8期羽曳野市高齢者いきいき計画」を策定しました。また、地域ケアシステムに関する情報は、羽曳野市高齢者いきいき計画や地域分析、大阪府高齢者計画2021を市ウェブサイトに掲載する等、市民へ広く周知しております。

【地域包括支援課】

高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加に関しては、「ふれあいネット雅び」の活動や、地域福祉計画等に基づき見守り体制の強化や生活支援コーディネーター事業等を推進し、住み慣れた地域でいつまでも生活できる環境づくりをすすめています。また身近な相談窓口として在宅介護支援センター等をひとり高齢者の会食会や地域の集いの場に派遣し、地域とも顔の見える関係づくりを図っています。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について【健康増進課】【保険年金課】

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA 世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市町村としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

【健康増進課】

健康はびきの21計画(第2期)後期計画・及び食育推進計画(第2次)・自殺対策計画で定めた健康づくりの重点7分野を中心に市民の主体的な健康づくりをサポートできるよう、従来から実施しているがん検診をはじめとする検診事業、乳幼児健診などの保健事業を引き続き実施します。また、各種保健事業やウェブサイト・SNSを通じて、検診の必要性や生活習慣の改善などの啓発を行い市民の主体的な健康づくりの支援を行います。各種関係団体と連携し、計画に基づき市民の主体的な健康づくりを支援できるような健康教育の実施や計画の普及を含めた健康情報の提供などに努めます。

対象者や検診内容については、国の示す指針を参考に必要に応じて検討し拡大していきます。

【保険年金課】

特定健康診査の受診率向上については、以前からの受診勧奨ハガキの発送、未受診者への受診勧奨電話に加え、今年度は新たに大阪府と大阪府立大学が実施している「特定健診受診率向上プロジェクト」に参画し、10月に未受診者(40~64歳まで)に対する受診勧奨ハガキを発送しています。このプロジェクトでは、未受診理由を調査したうえで、「自覚症状がなくても、特定健診は生活習慣病の予防や早期発見につながることや年に一回特定健診を受診することが大切であること」を伝えています。

また、アスマイルの普及についても昨年同様、特定健診受診券発送時のチラシの同封、広報やウェブサイトへの掲載、SNS等を利用したイベント周知を行っています。包括連携協定でも、チラシの配布を依頼しています。

市民の健康づくりに寄与するため、更なる特定健康診査受診率の向上及びアスマイルの普及を大阪府等と連携しながら行ってまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて(★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について【健康増進課】

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の

向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【健康増進課】

羽曳野市立保健センターは、医療機関登録をし、休日急病診療所を運営しています。医療人材の確保については、看護師、歯科衛生士は令和2年度より会計年度任用職員として雇用し、その労働条件については充実を図っています。医師については市医師会に委託していますので、今後とも医師会と連携を図りながら推進していきます。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて【健康増進課】

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

【健康増進課】

医師会や各医療機関とも連携を図りながら、地域に必要とする医療の提供ができるよう情報共有をしていきます。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて【高年介護課】【福祉指導監査課】

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向け見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

【高年介護課】

イメージアップへ向けた取り組みについては、大阪府を事務局とする「介護人材確保連絡会議」において、南河内ブロックの構成市町村、大阪府及び施設関係者で現状や課題を共有のうえこれまで、介護魅力発信DVD、福祉の仕事魅力発信ポスターやポスターのメイキング動画の作成、介護ヒーローショーの実施など介護職の魅力発信と人材確保に向けた取り組みを行っており、引

き続き南河内ブロックで連携し取り組んで参ります。

【福祉指導監査課】

令和3年4月の介護報酬改定により、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点からサービス提供体制強化加算が見直され、勤続年数の長い介護福祉士等の割合が高い事業者が評価されることとなったほか、特定処遇改善加算の取得促進のため介護職員間の配分ルールの柔軟化が行われました。

また、省令改正により、人員配置基準等において、育児・介護休暇取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも常勤として扱うことが可能となったほか、運営基準において、適切なハラスメント対策が事業者には課されました。

このほか、大阪府においては、「令和3年度介護分野への就労・定着促進事業補助金」なども実施されております。

当市としましては、これらの施策について、所管する事業者への周知に努めるとともに、基準に基づく適切な事業運営が確保されるよう引き続き指導を行ってまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について【地域包括支援課】

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【地域包括支援課】

当市は、直営1箇所の地域包括支援センターと地域相談窓口（ブランチ）として市内7箇所の在宅介護支援センターに相談業務を委託して、総合相談事業を実施してきました。令和4年度には委託包括を増設し、地域総合相談窓口とともに、地域に密着した総合尾相談体制の機能を強化します。

また「ふれあいネット雅び」の活動を通じ、地域の方との接点を多く持ち行政や介護・福祉の専門職が重層に在宅療養をする本人・家族に対して支援や情報提供を行っています。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて【こども課】

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要

な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

【こども課】

当市は、令和2年度を初年度とする第2期子ども・子育て支援事業計画「はびきのこども夢プラン」を策定しており、引き続き待機児童が出ることがないように保育ニーズに応じた量の確保に努めております。

保育施設への入園についても引き続き、法令に基づき平等性を保ちつつ、保育の質の向上を図ってまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて【こども課】【人事課】

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

【こども課】

当市では、平成 25 年度より国の臨時特例交付金を活用した民間保育園保育士の処遇改善事業を実施し、平成 28 年度からはキャリアパス制度の導入を含めた新しい処遇改善を進め、市内全施設で実施しております。今後も、保育士の労働条件や職場環境の改善などを含めた、働きやすい職場環境の整備を進め、保育士の安定的な確保を図ります。

【人事課】

当市では、職員採用試験の実施や会計年度職員の任用などにより、法令上必要な保育士等の人員確保に努めています。また、給与制度や勤務条件については国家公務員の水準に合わせた改善を図るとともに、必要な研修機会を確保するなど、保育体制の確保・充実を図っています。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて【こども課】

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【こども課】

病児・病後児保育事業及び延長保育事業については、子ども・子育て支援交付金を活用し、民間保育施設等に財政支援を行っております。夜間保育、休日保育等については、現在実施して

おりませんが、保護者のニーズ等を踏まえながら調査、研究してまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について【こども課】

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【こども課】

企業主導型保育施設を含む「認可外保育施設」における市の役割は、児童の安全と保育の質の確保・向上が図られるように、報告徴収及び立入調査を実施しています。令和3年度においても認可外保育施設全てに立入調査を行い、口頭により改善指導を実施した上で「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

なお、第2期子ども・子育て支援事業計画「はびきのこども夢プラン」において、企業主導型保育施設の地域枠は、確保量に入れさせていただき地域の大切な受け皿として、保護者の様々な保育ニーズに対応されています。今後も情報共有を図りながら連携してまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について【家庭支援課】

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市（町村）における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

【家庭支援課】

生活に困窮している家庭の子ども等を対象に、学習支援や相談事業をすすめ、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し、支援する団体にその運営に係る経費を補助しています。生活習慣づけを支援するための調理体験を含めた食事提供も可としており、今後も継続的に実施していきます。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について【家庭支援課】【人事課】【学校教育課】

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施

している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【家庭支援課】

当市においても11月を児童虐待防止推進月間として啓発活動に取り組んでまいりましたが、ポスター等の啓発資材の設置については、児童虐待防止推進月間のみならず、年間を通して掲示を続けていきます。

また、相談業務を担う職員に専門性を高めるための研修を受講させることで、相談対応力を向上させ、児童虐待の防止に取り組んでまいります。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で在宅時間が増えたことによる虐待事案については、学校のみならずその他の所属とも連携し、早期発見早期解決に努めてまいります。

【人事課】

必要に応じて担当職員の専門研修への派遣を行うなど、職員の資質・スキル向上に努めます。

【学校教育課】

虐待の早期発見に係っては、学校における役割は大きいものであると認識しています。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、担任が一人で抱え込まずに複数教職員で情報を共有し、管理職へ報告する組織体制を整備してきているところです。今後はさらに、学校教員による家庭訪問時には在宅時間の増加に伴う虐待リスクに留意する、得られた情報は要対協の見守り報告として確実に情報提供するなど、連携強化を通して未然防止に取り組んでまいります。

<新規>

⑦児童虐待の早期発見と児童の保護について【家庭支援課】

児童虐待とDV(ドメスティックバイオレンス)の問題は密接にかかわっていると考える。コロナ禍でDV問題がより深刻化されている中、市町村において、より充実した相談体制の確立とDVを担当する部署と児童虐待を担当する部署の密接な協力・情報の共有を行うこと。また、「子育て短期支援事業」において、市町村が児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようになっている。現在、児童保護施設がひっ迫状態にある中、その他の受け皿である里親数も足りていない状況である。市町村は児童相談所に依存することなく、受け皿確保のための必要な取り組みを早期に実施すること。

【家庭支援課】

児童の面前でのDVによる心理的虐待が、コロナ禍において深刻化しており、当市においてはDVを担当する部署との連携を密にするよう、情報共有等しています。子育て短期支援事業においては、児童保護施設がひっ迫している状況であるが、里親への直接委託には至っておらず、里親制度への支援として、児童養護施設の実施する里親相談会の開催の際に市広報に記事の掲載をしているところです。

<継続>

⑧小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について【健康増進課】

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【健康増進課】

当市では、保健センターにおいて休日急病診療所及び南河内北部広域小児急病診療事業を実施しており、休日・夜間の対応を行っております。今後の体制の拡充については医師会及び各医療機関と協議をしております。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について【健康増進課】

新型コロナウイルス感染症が広がったこの一年半で自殺者が増加している。また、失業率と自殺者数は相関関係にあるとされ、コロナ禍の終息が見えない現状においては、さらに増加が懸念される。相談員の増員や研修制度の充実に加え、SNS などによる相談しやすい体制を早期に確立し、自殺者撲滅に向けた相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【健康増進課】

羽曳野市では、ゲートキーパー研修を市内大学生・市職員に対して実施しており、身近なところで相談でき、自殺の兆候に気づき対応できる人材育成に努めている。

相談があった場合には、保健所や医療機関・障害福祉課や生活福祉課など庁内機関と連携をとり、支援をしている。

4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と充実について(★)【学校教育課】

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を早期に配置すること。

【学校教育課】

小学校での少人数学級編制の対象学年を市費により拡大することは、現在の財政状況では厳しいものがございます。当市といたしましては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であるとの認識から、これまで

もさまざまな機会を通じて、国や府に要望をあげておりますが、今後も要望してまいりたいと考えております。

教職員の時間外勤務状況については、平成 24 年度より市独自に調査を行っており、教職員に入力していただく形で時間外勤務管理簿を作成し、毎月の集計を市教委として実施しております。市教育委員会としましては、教員の多忙化については、ぜひ取り組んでいかなければならない課題であると認識しておりますが、これは本市のみならず、国全体の課題でありますので、国、府の動向を受け止めた上で取り組んでいくべき課題であると考えています。

また、当市の学校園への指示事項では、校園長に対し、「定時退勤推進日」「NOクラブDAY」を計画的に設けるなど、教職員が長時間勤務になることを避け、教職員のメンタルヘルスを含む健康の保持に務めるよう指示しており、メンタルヘルスの取組みとして、管理職向けのラインケア研修、対象職員向けのセルフケア研修、教職員個別カウンセリングを毎年実施しております。具体的には、現在、毎週木曜日を「定時退勤推進日」に設定していますが、労働安全衛生の考え方について、再度市内の全教職員に周知し、時間外勤務の縮減に対する意識の醸成をはかるとともに、さらに実効性のある定時退勤日の設定についても研究してまいりたいと考えています。また、今年度 8/11～8/13 を「学校閉庁日」と設定し、教職員の休暇取得を促す取組みを実施しました。

また、今年度から試験実施している府の事前任用については、市立小学校 1 校で実施いたしました。なお、市立中学校については対象校がありませんでした。現在、スクールカウンセラー（SC）については中学校区に 1 名ずつ配置し（合計 6 名）、スクールソーシャルワーカー（SSW）については合計 3 名を配置しております。昨今の DV の増加やいじめ問題の深刻化を踏まえ、さらなる配置拡充については検討してまいりたいと考えております。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★) 【学校教育課】

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市町村独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【学校教育課】

日本学生支援機構奨学金については、ほとんどは大学進学時の活用であり、給付型奨学金制度も、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校 4 年生への進級者が対象となっており、現在市内でも中学校卒業時に活用する事例がほとんどないのが現状です。今後、進路選択の多様化の中で、活用する可能性もあるので、検討してまいります。

また、コロナ禍によって返済が困難な場合の奨学金返済支援制度等および返済猶予措置についても、小・中学校、義務教育学校の指導を業務としている市教育委員会では取扱いが難しいのが現状です。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて【人権推進課】

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

【人権推進課】

引き続き、国や大阪府、関係団体と連携を図りながら、差別行為を無くすための啓発活動や相談事業などの取り組みを進めて参ります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて【人権推進課】

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、各市町村においても条例設置をめざすこと。

【人権推進課】

セクシュアル・マイノリティについては、当市男女共同参画推進条例において、あらゆる人の人権の配慮を基本理念のひとつとし、性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを禁止しています。また、毎年当市が作成、配布している男女共同参画啓発冊子においても市民の理解を深めるため、「セクシュアリティ」、「セクシュアル・マイノリティ」、そして「SOGI」について情報提供、啓発しており、今後も継続的な啓発に努めます。

なお、パートナーシップ制度の条例化につきましては、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指す必要があり、既に導入した自治体や近隣市町村の情報も含めて収集する等、引き続き研究してまいります。

また、行政施設における環境整備につきましても、関係機関との調整を行い誰もが利用しやすい施設を目指します。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて【人権推進課】【産業振興課】

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消

法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【人権推進課】

「部落差別解消推進法」の施行以降、広報紙への掲載や市民向けセミナーの実施等さまざまな機会を通じて周知に努めてまいりました。今後も部落差別等あらゆる差別の解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

【産業振興課】

市内企業で構成される羽曳野市企業人権連絡会では、人権研修やセミナーの案内及び啓発資料の送付を行っています。また毎年6月には、庁内の労働担当部署、人権担当部署、企業人権連絡会及び地域人権協議会で就職差別撤廃月間の街頭啓発として、古市駅にて啓発物品であるポケットティッシュの配布を行っています。今後も引き続き街頭啓発やリーフレットの配架等を行い、問題解決に向けて取り組んでまいります。

<新規>

(4) 財政状況の健全化について【財政課】

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、各市町村の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

【財政課】

当市の財政状況についてはウェブサイトや広報誌において掲載しており、周知しています。今後も引き続き大阪府に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る各施策等の財源措置を含め、必要な財政支援を強く求めていきます。

<新規>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について【デジタル推進課】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

【デジタル推進課】

行政窓口に足を運ぶことなく、市ウェブサイトからオンラインでの受付ができるよう環境整備を行っており、現在、子育て関係の一部の手続きが利用可能となっています。今後、順次、利用手続きの拡大を図ることとしています。さらに、内部事務においても、文字入力作業を支援する AI-OCR(※1)や、パソコンでの単純作業を自動化する RPA(※2)を導入するなど、事務の効率化、迅速化を図っています。

また、行政のデジタル化を進める中で、高齢者を対象としたスマホ教室を実施するなど、情報格差の解消に向けての取り組みも進めています。

オンラインによる会議の開催にかかる環境については、既に整備済みとなっています。

※1(Artificial Intelligence Optical Character Recognition/Reader の略)

※2(Robotic Process Automation の略)

<継続>

(6)投票率向上に向けた環境整備について【選挙管理委員会事務局】

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【選挙管理委員会事務局】

当市では37ヶ所の投票所と2ヶ所（羽曳野市役所・はびきのコロセアム）の期日前投票所を設置しています。中部9市では、投票所までの距離が短い方から本市は3番目、また2ヶ所以上の期日前投票所を設置している市は、当市を含めて4市であることから、一定の利便性向上は図られていると考えております。

今後も安定的に継続的に実施できるよう、引き続き、職員体制や情報セキュリティの確保、また新型コロナウイルス感染症予防対策を実施し、選挙人が安心・安全に投票できる環境整備に努めてまいります。

なお、新たな投票方法については、国での検討や議論の動向に注視してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）【環境衛生課】

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりや困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【環境衛生課】

「買ったものは使い切ろう食べ切ろう 地球とお財布にやさしいお買い物」と題して食品ロス、マイバッグ、マイボトルの啓発チラシとポスターを作成し、商工団体の協力で会員への配布、また婦人団体の協力でスーパーマーケットでの配布などを行なってきました。

今後も、食品ロスの削減の推進に関する法律や大阪府食品ロス削減推進計画に基づき、さらなる食品ロス削減に向けて、ホームページや広報紙により、市民や事業者へ一層の啓発を行ってまいります。

<継続>

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について【福祉総務課】

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【福祉総務課】

平成28年度より特定非営利活動法人「ふーどばんくOSAKA」と協定を締結し連携を図っています。生活困窮者への緊急的な支援が必要な場合には、食品を提供して頂き支援に活用しています。今後も、「ふーどばんくOSAKA」と連携して生活困窮者に対する支援を行ってまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

【産業振興課】

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【産業振興課】

国や大阪府と十分に協議を行い、悪質クレームの抑止、撲滅を推進するための具体的な取り組みを検討してまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について【産業振興課】【災害対策課】

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【産業振興課】

地域での啓発講座の開催や、広報誌へQ&Aを掲載することにより、市民への消費生活センターの周知及び消費者意識の啓発を行うことで、市内の相談事例を情報提供しております。庁内連携により高齢者や障がい者の相談情報を共有し、職員やケースワーカー等で見守りを行い、老人会や民生委員の会合で啓発チラシ等を配布し、被害の未然防止に取り組んでおります。関係課、関係機関と調整し効果的な取り組みを検討するとともに、引き続き消費者への相談窓口の周知や、情報提供及び注意喚起を徹底するとともに消費者教育の推進に努めてまいります。

【災害対策課】

関係機関と連携し注意喚起等を行うよう努めます。また現在、当市では補助の制度がないた

め、関係機関と協議を行い、補助金制度の整備や予算要求等について、今後、近隣市町村の動向を見ながら調整してまいります。

<新規>

(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について【環境衛生課】

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【環境衛生課】

当市では、令和元年6月に「はびきのプラスチックごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみ削減や資源循環型社会の形成に努めています。

また、ペットボトル回収ボックス(37ヶ所)、蛍光灯や乾電池等の回収ボックス(12ヶ所)を公共施設や集会所に設置して、資源回収や拠点回収に努めるとともに、令和4年からは、インクカートリッジ里帰り事業に賛同し、使用済インクカートリッジ回収箱を市役所と支所に設置し回収を行う予定です。

令和3年11月には、地球温暖化対策を議論する国連の気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)が開催されました。国際会議での議論や国際社会の取組等に注視しつつ、国や大阪府と連携し「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、グリーン成長戦略や省エネルギーの推進、代替エネルギー資源の活用について、市民や事業者へ一層の啓発を行い、温室効果ガスのさらなる削減に取り組めます。

<新規>

(6)再生可能エネルギーの導入促進について【環境衛生課】

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【環境衛生課】

当市では、道の駅やコミュニティセンター、こども園など5施設に太陽光パネルを設置して、発電とCO2削減に取り組んでいます。今後も公共施設の更新等に合わせて太陽光パネルを設置するなど、環境に配慮した施設運営に努める予定です。

再生可能エネルギーの導入促進については、市民、事業者、行政が共通の理解・認識のもと、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入・推進ができるよう、今後も、国や大阪府の動向や取組みに注視しつつ、環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について【都市計画課】

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【都市計画課】

これまで、市内公共交通機関のバリアフリー化の促進については、高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社が実施する駅舎のバリアフリー化整備事業に対して、国、大阪府及び当市においてその整備費用の一部について補助を行ってまいりました。その結果、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において令和2年度末までに1日あたり平均利用者数が3,000人以上となる市内4駅の設備について、それぞれ一定のバリアフリー化が図られたところです。

今後も引き続き、施設の適切な維持管理や、さらなるバリアフリー化の充実が図られるよう、鉄道事業者とも連携を図ってまいります。また、設備設置後の補修等の維持管理及び更新には相応の費用がかかることが見込まれるため、これらにかかる財政措置のあり方について、国や大阪府等の動向を注視しつつ、適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて【都市計画課】

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【都市計画課】

駅ホームの安全性向上のために、ホームドア整備などのハード面での整備が望まれています。現状は係員の方による案内等により対応されている状況です。

ホームドア等の設置については相当の費用が見込まれるため、これらにかかる財政措置等のあり方については、国や大阪府等の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、一人一人が、高齢者や障がい者に対する心配りや手助けなどについて考えられるよう、

ソフト面の対策については、心のバリアフリー等の啓発を通じて適切に対応してまいりたいと考えております。

<継続>

(3)キッズゾーンの設置に向けて【こども課】

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

【こども課】

キッズゾーンについては、今後も検討課題としてまいります。尚、今年度において、安全確保のための防護柵(歩道)と注意喚起の看板の設置を予定しております。

<継続>

(4)防災・減災対策の充実・徹底について(★)【災害対策課】【福祉総務課】

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

【災害対策課】

平常時の地域で行われる防災訓練や防災講演会は、消防本部、消防団、市が協力し、行っています。避難行動要支援者名簿については、地域における自助・共助の活動情報の要として、地域の自主防災活動の中で慎重かつ適切に活用していただけるよう、関係課と連携して啓発に努めています。

【福祉総務課】

平成24年度より避難行動要支援者制度の整備をすすめており、平成29年度には支援システムを更新しました。障がいや介護情報と連携を行い、定期的に要援護者情報を更新しています。また、平常時より消防との情報共有に加え、避難行動要支援者台帳を市内の自治会、民生委員、校区福祉委員会へ配布し、日常的な見守り活動に利用していただくことで地域住民間の関係構築を推進しています。

<継続>

(5)地震発生時における初期初動体制について【防災企画課】

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【防災企画課】

近年発生している災害が多様化・複雑化している中で、当市においてもいかに早く初期対応に取り掛かることができるのかが重要であると認識しています。今後、災害の種類や規模等に応じて、より適切な人員・体制を確保できるよう検討するとともに、外部からの人的・物的な応援支援迅速かつ的確に受け入れ、情報共有や各種調整等を行うための体制を平時から構築するために「羽曳野市受援計画」の策定に努めます。また、民間企業・団体との災害時における応援協定や市民向けの防災講演会・防災講座等も実施してまいります。

<継続>

(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について【災害対策課】【下水道建設課】

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【災害対策課】

大阪府で設定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域を活用し、令和3年10月に羽曳野市版ハザードマップを策定し、公表しました。引き続き、ハザードマップ等で周知を図り、区域内住民の危険性について認識していただき、早期の避難行動につながるよう啓発に努めます。

【下水道建設課】

公共下水道の雨水関連施設整備については、既存施設を最大限に活用することにより限られた財源の中で、公共下水道事業計画に沿って可能な限り早期に、ハード及びソフト対策の両面の整備を進めてまいります。

河川における災害防止等の整備については、河川管理者である大阪府に対し要望を行います。

<継続>

②災害被害拡大の防止について【災害対策課】

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【災害対策課】

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保のための、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備の検討を始め、市民へ制度の周知・理解促進が図れるよう努めます。

<新規>

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み【災害対策課】

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

【災害対策課】

原則、鉄道管理者は災害発生時において、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備、鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等を努めるよう地域防災計画に位置付けています。ただし、鉄道管理者任せにすることなく、柔軟に鉄道管理者等と連携を図るよう努めます。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

公共交通事業者社員の暴力等からの安全に対する施策については、現在予定しておりません。

<継続>

(9)交通弱者の支援強化に向けて【地域包括支援課】

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパ

ートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【地域包括支援課】

高齢者の外出を支援するため、公共施設や道路、歩道、交通機関などに大阪府福祉のまちづくり条例を適用することによって、障壁のない都市づくりを進めています。今後、シェアリングエコノミーや移動手段の確立などについては他市の動向等注視していきます。

<継続>

(10)持続可能な水道事業の実現に向けて【水道局総務課】

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【水道局総務課】

人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みについては、『羽曳野市水道事業ビジョン』に基づき、再任用職員も活用しながら計画的に配置し、経験や技術の継承に努めます。また、令和4年度に向け、新規採用職員の募集も行っているところです。

水道の基盤強化の施策については、『羽曳野市水道事業ビジョン』及び『羽曳野市水道整備基本計画』に基づき進めております。これら2つの内容につきましては、羽曳野市水道局ホームページに掲載されております。民間事業者に水道施設運営権を設定する場合は、先進事業者の事例等を調査したうえで、その適否を検討し、水質を低下させないように努めます。今後も引き続き水道に対する利用者の皆さまの関心と理解を深めていただくため、ホームページなどを活用しながら情報発信を行います。また、利用者の皆さまから寄せられた要望等を蓄積していくように努めます。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【13項目】

(1)感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

①医療提供体制の強化について【健康増進課】

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

【健康増進課】

マスク・消毒液・防護服・シールド・手袋等、治療に欠かせない物資については、国よりの支援を含め、感染拡大に備えて十分な量の確保に努めています。

検査・治療体制については、令和2年11月24日から新型コロナウイルス感染症を疑われる場合の診療・検査体制が大阪府により拡充されておりますので、この体制の中で地域一体となった対応を進めていきたいと考えています。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について【健康増進課】

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

【健康増進課】

新型コロナウイルスの今後の再拡大に備えて、療養施設（宿泊施設等）の確保の必要性はありと考えます。新型コロナウイルス感染者の受け入れに伴う宿泊施設の確保・運営等は、保健所を設置する都道府県、政令市や中核市の自治体等において整えておられます。

現在、当市には受け入れ先となるような宿泊施設はありませんので、必要があれば大阪府と協議してまいります。

<継続>

③PCR検査の拡充について【健康増進課】

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

【健康増進課】

新型コロナウイルス感染症に必要な検査体制は、保健所を設置する都道府県、政令市や中核市の自治体等において整えておられます。令和2年11月24日から新型コロナウイルス感染症を疑われる場合の診療・検査体制が大阪府により拡充されておりますので、この体制の中で地域一体となった対応を進めていきたいと考えています。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について【産業振興課】

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っている。さらに、公共交通機関（電車・バス・タクシー）は抗ウイルス・抗菌施工等を実施している。このような感染防止対策に係わる費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【産業振興課】

当市においては、感染対策に取り組む事業者への支援として、令和2年度は商店街に、令和3年度はゴールドステッカー取得飲食店に対し、市独自の支援を実施しています。今後も感染防止対策に必要な支援を検討し、感染を抑制しながら事業運営ができるよう、官民一体となって取り組んでまいります。

＜新規＞【災害対策課】

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

【災害対策課】

市民向けに LINE や Facebook、市ウェブサイトにて新型コロナウイルス感染防止の徹底についての内容を発信しており、また、週に2回、防災行政無線にて新型コロナウイルス第六波の警戒についても併せて発信しております。引き続き、国や大阪府の動向等も考慮し、市民に対し、丁寧でわかりやすい内容を発信していくよう努めてまいります。

＜新規＞

⑥ワクチン接種体制の強化について①【新型コロナウイルスワクチン接種推進室】

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

【新型コロナウイルスワクチン接種推進室】

コロナウイルスワクチン接種は、感染拡大を防止するための効果的な手段として認識しており、これからも迅速かつ安全安心に接種できるよう、必要とする支援を国・府に求めていきます。ワクチンの供給についても、滞ることなく安定した供給が図れるよう、府と連携を強め必要に応じ国に要望を行っていきます。

副反応情報等も当市ウェブサイトや LINE、SNS 等から発信しています。継続して国からの情報を速やかに提供するよう努めていきます。

＜新規＞

⑦ワクチン接種体制の強化について②【新型コロナウイルスワクチン接種推進室】

ワクチンの異物混入及び保管状態により接種できないといったケースや3・4回接種した人もいるとのことだが、ワクチンの受入れ及び保管体制や、接種管理状況について各市町村の防止対策はどうなっているのか。また、ワクチン接種が重症化リスクの低減に効果が

認められていることから、国は今後出現しうる変異株への懸念などを考慮して「ブースター接種」を了承し、まず、医療従事者や高齢者に接種を開始するとしている。各市町村は「ブースター接種」に対する考え方及び対応をどう考えているのか。

【新型コロナウイルスワクチン接種推進室】

ワクチン保管や接種管理状況につきましては、国の指針に基づき適正に行っており、当市内の医療機関と連携を図りながら、ヒヤリハットした事案については情報共有を行い、医療安全を第一に取り組んでおります。

ブースター接種につきましては、より強い免疫が得られること、また重症防止の観点より、早期の接種の実施が求められると考えています。このため、市医師会と協力し連携を図り、安全安心な接種体制を構築してまいります。

<新規>

⑧保健所機能の強化について【健康増進課】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

【健康増進課】

公衆衛生事業を担っていただいている保健所におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の中心的な役割を担っておられ、限られた人員・資源の中で最大限の対策を講じていただいているものと認識しております。緊急時において保健所からの要望があれば、大阪府と調整を図りながら必要な体制整備・支援を行ってまいります。

<継続>

⑨感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

【人権推進課】【新型コロナウイルスワクチン接種推進室】

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

【人権推進課】

当市では、新型コロナウイルス感染症に関する感染状況や対処、対策など、市ウェブサイトや公式 SNS サイトなどを通じた迅速できめ細やかな情報発信を行っております。

また、市広報誌への掲載やポスター掲示、人権パネル展など、あらゆる啓発機会において、この新しい人権課題に取り組んでいるところであります。

今後とも国や大阪府などと連携を図りながら、市民、法人や企業においても正しい理解と知識

を共有し、互いの人権を尊重できるやさしいまちづくりに取り組んでまいります。

【新型コロナウイルスワクチン接種推進室】

ワクチン接種は予防接種法により努力義務とされており、強制ではなくあくまでも本人の意思に基づき行われる事を周知しております。

引き続き SNS 等を活用し、ワクチン接種に係る正しい情報を市民の皆様に分かりやすくお伝えしていきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

① 雇用調整助成金特例措置の継続について【産業振興課】

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力で働きかけること。

【産業振興課】

府内関係部局と十分に協議を行い、取り組み内容を検討してまいります。

<新規>

② 新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

【産業振興課】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【産業振興課】

コロナ禍における各種支援制度は、多岐にわたることから、必要な方が必要な支援を受けることができるよう、市広報紙やウェブサイトなどを通じて、わかりやすい制度周知に努めてまいります。また、市独自の支援策を実施する場合においては、事業者へ速やかに支給できるよう体制整備を図ってまいります。

<新規>

③ 生活困窮者への支援について【福祉総務課】【家庭支援課】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求め

ること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

【福祉総務課】

生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給について、規則改正により令和 3 年 2 月より令和 4 年 3 月までは、支給が終了した方に対して解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合であっても、再支給の申請ができるようになりました。それにより、必要な方には最長 15 カ月支給されるようになっていきます。

また、令和 3 年 7 月より始まりました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付金については、対象者に申請書を送付することで活用促進につながるよう努めています。今後も生活困窮者自立支援相談窓口や生活保護担当課とも連携し、必要な方に支援がにつながるよう取り組んでいきます。

【家庭支援課】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、国の事業として「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を今年度実施しております。対象となる方へは窓口での対応や郵送等で制度の周知を図り、給付金の支給をしております。

また、今年度母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、家賃の支払いを支援する「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付けを社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が実施しており、対象となる方へ制度の案内を行っております。

<新規>

④事業所支援の拡充について【産業振興課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【産業振興課】

コロナ禍において、国や大阪府において各種支援制度や補助金が創設されており、本市においても、地域経済活性化や事業者支援の観点から、商品券の配付や各種支援金の給付など独自の支援策を実施しているところです。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の状況に注視し、国や大阪府と連携しながら、必要な支援のあり方について検討してまいります。